

個人情報保護法施行に伴う電子化対応アンケート 集計結果】

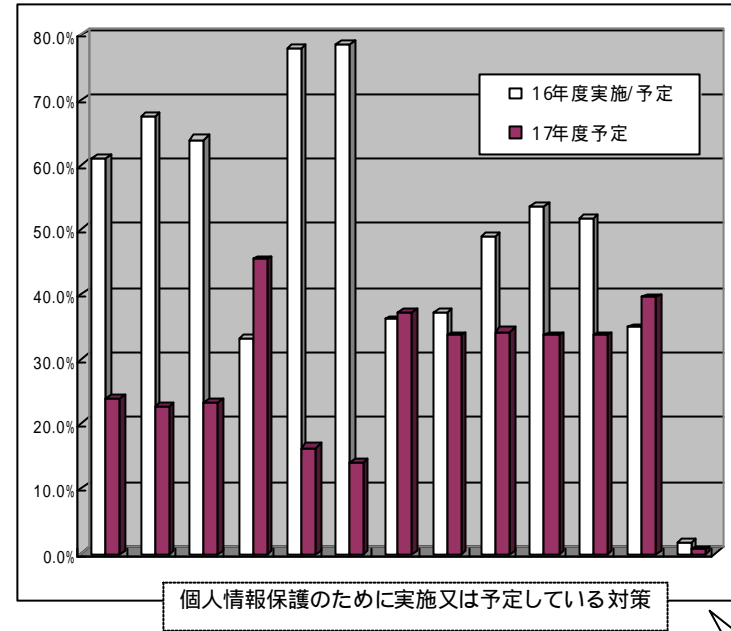
大学編

回答大学 248大学(340大学中)

回答率 72.9%

Q1. 貴大学では、個人情報の取り扱いについて何らかの(技術対策、運用対策、組織・規程対策など)取り組みをされていますか。

	(回答校)	
既に実施している	68	27.2%
平成16年度末までに準備を完了し、17年度より実施予定	105	42.3%
17年度に検討をはじめ	65	26.2%
今のところ検討の予定はない	10	4.0%
計	248	100%



Q2. 個人情報保護のために、16年度時点において実施または予定している対策はどれですか。

また、17年度以降に予定している対策についてもお答え下さい。

	回答件数		回答件数		回答件数		回答件数 (複数回答)	
	Q1で もしくは と回答		Q1で と回答		実施		予定	
	16年度実施/予定	17年度予定	16年度実施/予定	17年度予定	実施	予定	実施	予定
.全学的な情報セキュリティポリシーの策定	106	61.3%	41	23.7%	5	7.7%	53	81.5%
.個人情報保護に関する学内規程等(ガイドライン、申し合わせなど)の整備	116	67.1%	40	23.1%	0	0.0%	57	87.7%
.各種の個人情報に関する管理責任者の明確化	110	63.6%	41	23.7%	0	0.0%	51	78.5%
.事件発生時に対応するための危機管理プランの策定	58	33.5%	78	45.1%	2	3.1%	40	61.5%
.技術的な対策の強化(ファイアウォール、認証システム、暗号化通信など)	135	78.0%	28	16.2%	41	63.1%	14	21.5%
.個人情報データベースに対するアクセス権限の設定	136	78.6%	24	13.9%	32	49.2%	21	32.3%
.個人情報へのアクセス状況の体系的な監視、通信履歴の採取による違反行抑止	63	36.4%	64	37.0%	10	15.4%	24	36.9%
.入退室管理など施設的なセキュリティ対策	65	37.6%	58	33.5%	9	13.8%	23	35.4%
.不要になった個人情報(電子及び紙媒体)の廃棄徹底	84	48.6%	60	34.7%	9	13.8%	38	58.5%
.教職員向けへの啓発、教育(研修会の開催やパンフレットの配布など)	92	53.2%	59	34.1%	5	7.7%	47	72.3%
.外注、業務委託先に対する監督	90	52.0%	58	33.5%	16	24.6%	26	40.0%
.遵守事項違反者に対する罰則規定の整備	60	34.7%	69	39.9%	3	4.6%	34	52.3%
.その他	3	1.7%	1	0.6%	0	0.0%	1	1.5%

母数は173

母数は65

Q1で「既に実施している」もしくは「平成16年度末までに準備を完了し、17年度より実施予定」と回答のあった大学

Q 3 . 個人情報保護のための組織・体制は、どのような状況ですか。

回答件数

全学的に個人情報保護を所管する組織を設けている	29	12.2%
全学的ではないが、部局単位で対応している	38	16.0%
現在、準備している	37	15.5%
今後、検討する予定	125	52.5%
今のところ予定はない	5	2.1%
無回答	4	1.7%
計	238	100.0%

全学的に所管する組織」として回答があった大学とその組織名称

No.	大学	組織名称
1	札幌学院大学	情報セキュリティ審議会 情報セキュリティ委員会
2	北海学園大学	情報システム支援課
3	東京家政学院筑波女子大学	ネットワーク委員会
4	自治医科大学	個人情報保護委員会
5	聖学院大学	人権・情報保護委員会
6	獨協大学	個人情報保護委員会
7	文京学院大学	文京学院大学倫理委員会
8	江戸川大学	三校等合同情報化施策検討部会
9	千葉経済大学	情報化委員会
10	中央学院大学	総務部
11	白百合女子大学	情報システム企画室
12	大東文化大学	事務システム管理運営委員会
13	高千穂大学	個人情報保護委員会
14	玉川大学	総務部総務課 個人情報保護管理体制

No.	大学	組織名称
15	東海大学	東海大学個人情報保護委員会
16	東京家政大学	コンピュータシステム管理センター
17	法政大学	個人情報保護委員会
18	明治大学	個人情報保護委員会
19	明治学院大学	総務部 IT推進課
20	立教大学	情報監査委員会
21	早稲田大学	個人情報保護委員会
22	産能大学	
23	豊田工業大学	総合情報センター 総合情報センター協議会
24	名古屋文理大学	図書情報センター
25	名城大学	
26	京都女子大学	個人情報保護委員会
27	立命館大学	個人情報保護委員会
28	大手前大学	ネットワーク委員会
29	徳山大学	ネットワーク管理委員会

Q 4 . 個人情報保護に関する規程やガイドライン（申し合わせなどを含む）への取り組みについてお答え下さい。

回答件数

個人情報保護に関する対策を総合的に規定している	31	13.0%
総合的な規程はないが、学内の各種規程の中に個人情報保護に関する規定を組み込んでいる	17	7.1%
現在、策定中である	41	17.2%
今後、検討する予定	139	58.4%
今のところ予定はない	2	0.8%
無回答	8	3.4%

計 238 100.0%

「個人情報保護に関する対策を総合的に規定している」として回答があった大学とその規程の名称

印は個人情報保護規程・ガイドライン等を提供いただいた大学(16大学)

<http://www.juce.jp/pi2004/> から検索・閲覧可能とする予定

印は別紙資料添付あり

No.	大学	規程・ガイドライン名称
1	札幌学院大学	学生個人情報データベースで管理する 学生個人情報の保護に関する規程 学生個人データの安全管理措置に関する取扱要領 学生個人データの安全管理措置に関するガイドライン 研究室におけるパソコン利用に関するガイドライン
2	自治医科大学	学校法人自治医科大学が保有する個人情報の保護に関する規程
3	跡見学園女子大学	個人情報の取り扱いに関する規程
4	埼玉医科大学	学校法人埼玉医科大学個人情報保護規程
5	聖学院大学	聖学院大学人権・情報保護委員会内規 聖学院大学個人情報の収集、管理及び利用に関する内規 聖学院大学個人情報の保護に関する規程
6	文京学院大学	文京学院大学個人情報保護規程等複数
7	中央学院大学	名簿の管理に関する規程
8	上智大学	個人情報の保護に関する規程 個人情報保護委員会規程
9	成蹊大学	成蹊学園個人情報の保護に関する規則
10	高千穂大学	高千穂学園個人情報の保護に関する規程
11	玉川大学	個人情報保護コンプライアンス・プログラム文書
12	中央大学	中央大学個人情報保護規程
13	東海大学	東海大学個人情報保護に関する規程

No.	大学	規程・ガイドライン名称
12	中央大学	中央大学個人情報保護規程
13	東海大学	東海大学個人情報保護に関する規程
14	東京家政大学	渡辺学園情報処理システム及び種々情報の運用・管理に関する申し合わせ事項
15	東京理科大学	学校法人東京理科大学における個人情報の保護に関する規程
16	明治学院大学	明治学院大学個人情報ガイドライン
17	法政大学	法政大学個人情報保護規程 個人情報開示のガイドライン
18	明治大学	個人情報の保護に関する規定
19	立教大学	個人情報保護規定 個人情報保護規定細則
20	早稲田大学	早稲田大学 個人情報の保護に関する規則
21	産能大学	個人情報保護基本規則 他
22	日本福祉大学	日本福祉大学学生個人情報保護規程 日本福祉大学情報セキュリティの基本ポリシー
23	京都女子大学	京都女子学園の保有する個人情報の保護に関する規程
24	立命館大学	立命館大学学生の個人情報保護に関する規程
25	龍谷大学	個人情報の保護に関する規程
26	関西医科大学	関西医科大学情報セキュリティの基本方針 関西医科大学ネットワークセキュリティポリシー 関西医科大学医療情報セキュリティポリシー 他、実施手順、規定および内規(大学全体のものと臨床実習に関連する医療情報関連の規定、内規がある)
27	桃山学院大学	桃山学院大学学生個人情報保護規則
28	大手前大学	基幹ネットワーク管理 運営規定
29	神戸芸術工科大学	神戸芸術工科大学 個人情報適正管理規程
30	天理大学	幼児・児童・生徒・学生に関する 学校法人天理大学個人情報保護規定 天理大学個人情報取扱規定 天理大学学業成績開示ガイドライン
31	奈良大学	学校法人奈良大学個人情報取扱規程

Q 5 . 規程の中で、学生個人情報データへのアクセス権限に関する取り決めはありますか。

回答件数(複数回答可)

個人データを扱う所管部局および管理責任者が明示されている	58	24.4%
個人データの扱いがアクセス権限で厳格に設定されている	47	19.7%
アクセス権限を検討するための組織規程がある	10	4.2%
その他	17	7.1%
現在のところアクセス権限に関する取り決めはないが、今後検討する予定	120	50.4%
検討する予定はない	3	1.3%

母数は 238

「個人データを扱う所管部局および管理責任者が明示されている」と回答した大学

1.札幌学院大学	21.玉川大学	41.龍谷大学
2.函館大学	22.中央大学	42.大谷女子大学
3.東北学院大学	23.東海大学	43.関西医科大学
4.自治医科大学	24.東京電機大学	44.千里金蘭大学
5.女子栄養大学	25.東京富士大学	45.大手前大学
6.獨協大学	26.東京理科大学	46.桃山学院大学
7.文京学院大学	27.日本女子体育大学	47.甲子園大学
8.城西国際大学	28.明治大学	48.神戸芸術工科大学
9.千葉経済大学	29.立教大学	49.園田学園女子大学
10.中央学院大学	30.立正大学	50.武庫川女子大学
11.跡見学園女子大学	31.早稲田大学	51.奈良大学
12.嘉悦大学	32.産能大学	52.天理大学
13.国際基督教大学	33.豊田工業大学	53.ノートルダム清心女子大学
14.芝浦工業大学	34.名古屋外国語大学	54.安田女子大学
15.上智大学	35.名古屋造形芸術大学	55.徳山大学
16.昭和大学	36.四日市大学	56.梅光学院大学
17.昭和女子大学	37.京都女子大学	57.九州産業大学
18.白百合女子大学	38.同志社大学	58.第一薬科大学
19.大東文化大学	39.花園大学	
20.高千穂大学	40.立命館大学	

「個人データの扱いがアクセス権限で厳格に設定されている」と回答した大学

1.札幌大学	17.東京電機大学	33.大阪産業大学
2.札幌学院大学	18.東京富士大学	34.大阪体育大学
3.苫小牧駒澤大学	19.東洋大学	35.大谷女子大学
4.函館大学	20.立正大学	36.関西大学
5.共栄大学	21.早稲田大学	37.阪南大学
6.女子栄養大学	22.相模女子大学	38.桃山学院大学
7.獨協大学	23.産能大学	39.大手前大学
8.城西国際大学	24.桐蔭横浜大学	40.関西学院大学
9.嘉悦大学	25.中部大学	41.甲子園大学
10.杏林大学	26.豊田工業大学	42.神戸親和女子大学
11.白百合女子大学	27.日本福祉大学	43.園田学園女子大学
12.清泉女子大学	28.名城大学	44.梅光学院大学
13.大東文化大学	29.鈴鹿医療科学大学	45.九州産業大学
14.拓殖大学	30.花園大学	46.第一薬科大学
15.東海大学	31.大阪学院大学	47.沖縄国際大学
16.東京工科大学	32.大阪経済法科大学	

および いずれも回答した大学

1.札幌学院大学	5.城西国際大学	9.東海大学	13.早稲田大学	17.大谷女子大学	21.園田学園女子大学
2.函館大学	6.嘉悦大学	10.東京電機大学	14.産能大学	18.桃山学院大学	22.梅光学院大学
3.女子栄養大学	7.白百合女子大学	11.東京富士大学	15.豊田工業大学	19.大手前大学	23.九州産業大学
4.獨協大学	8.大東文化大学	12.立正大学	16.花園大学	20.甲子園大学	24.第一薬科大学

上記回答について、規程中に該当する条文

個人データを扱う所管部局および管理責任者が明示されている。

	大学名	規程の名称	該当する条文
1	中央学院大学	名簿の管理に関する規程	第3条 名簿を保有する部署に、名簿管理責任者を置く 第4条 学校法人中央学院の役員、評議員若しくはこれらに準ずる者又は名簿を保有する部署以外に所有する教職員から名簿の提供を求められたときは、名簿管理責任者は、その使用目的を確認し、名簿に収録された情報が学校法人中央学院並びに中央学院大学、中央学院大学中央高等学校及び中央学院高等学校の外に漏洩するおそれがあると認められるときは、その求めを拒否しなければならないものとする。
2	跡見学園女子大学	個人情報の取り扱いに関する規程	第2条 3 この規程において「個人情報管理者」とは、個人情報の適正な管理について最終責任を負う者で、学園が設置する各学校の長及び法人事務局長又は所定の個人情報について所属長が適正な管理を委任する部門の長をいう
3	上智大学	個人情報の保護に関する規程	第3章 個人情報管理者の設置 第7条 学院は、本規程の目的を達成するため、個人情報毎に、個人情報管理者を置く。 2 管理者は、学部長、学科長、研究科委員長、専攻主任、研究所長、センター所長、事務部署の長、その他学院が指名する者とす。
4	昭和女子大学	プライバシーポリシー	個人情報の管理・保管について あなたから提供された個人情報については、法人は管理責任者を置き、適切な管理を行います。また、外部への流出防止だけでなく情報の紛失、破壊、改ざんの危険や外部からの不正なアクセス等の危険に対して、適切かつ合理的なレベルの安全対策を実施し、利用者の個人情報の保護に努めます。
5	中央大学	個人情報保護規定	第4条 個人情報の保護を適正かつ円滑に行い、その責任の所在を明確にするため、各機関に個人情報保護管理者を置く。 2 管理者は、当該機関の長をもって充てる。
6	東京理科大学	個人情報の保護に関する規程	第4条 法人等は、第1条に掲げる目的を達成するため、法人等全体における個人情報に関する統括責任者として理事長をもってこれに充て、統括責任者の職務を補佐するため、個人情報保護管理者を置く。 2 前項に規定する管理者は、次に掲げる者をもってこれに充てる。 (1)大学の各学長は、第2条第1号に規定する個人情報のうち、当該大学が所掌する業務において取得した情報に関し、この規程の規定に従い、適正に管理するものとする。 (2)事務総局長は、第2条第1項第1号に規定する個人情報のうち、事務総局が所掌する業務において取得した情報に関し、この規程の規定に従い、適正に管理するものとする。
7	明治大学	個人情報の保護に関する規程	第4条 本学は、この規程の目的を達するため、個人情報保護管理者を置く。 2 管理者は、各学部長、付属研究機関及び付属施設の長、短期大学及び高等学校長兼中学校長並びに事務管理職をもって充てる。 3 管理者は、その所管する業務の範囲内における個人情報の収集、利用、提供及び管理並びに情報主体からの開示、訂正の請求に関し、この規程の定めに従い、適正に処理する責任を有する。 4 所管情報の管理責任範囲について疑義が生じた場合には、当該の管理者間の協議により、これを定めるものとする。
8	立教大学	個人情報保護規程	第2条 2 この規程において「個人情報管理者」とは、本学の総長、学部長、学科長、事務部長、課長ならびに研究所長等個人情報を管理する立場にある者をいう 第6条 個人情報管理者は、個人情報の安全性および信頼性を確保するため、所管の個人情報(以下「所管情報」という)の漏えい、滅失、き損および改ざんの防止に関し、必要な措置を講じなければならない。 2 個人情報管理者は、所管情報を、その利用目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。

9	花園大学	個人情報適正管理規程	第2条 個人情報の取扱者は、職業紹介業務担当者である就職課長とする。
10	同志社大学	学生個人情報保護のガイドライン	4.個人情報の管理 I. 個人情報を保有する部長、所長、センタ- 所長 (以下「情報管理責任者」という)は、個人情報の保護と正確性を維持するため、必要な措置を講じなければならない。 II. 情報管理責任者は、個人情報の漏洩、改ざん、滅失を防止するため、適切な保護体制を整備しなければならない。 III. 情報管理責任者は、各部署の個人情報の収集、利用、提供、保管に関する適正な手続きを定めることができる。
11	立命館大学	学生の個人情報保護に関する規程	第4条 機構の長は、学生の個人情報の適正な管理・運用及び保護を図るため、機構内に個人情報保護管理者を置かなければならない。 2 管理者は、機構の長又は機構長が任命する部課等の長とする。 3 管理者は、個人情報の収集、利用、第三者への提供を行うときは、この規程にもとづいて行われなければならない。 4 管理者は、個人情報の取り扱いにおいて疑義が生じた場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。
12	龍谷大学	個人情報の保護に関する規程	第5条 本学の事務組織の部長職位者は、それぞれ所管する事務に係わって保管している個人情報を適正に管理しなければならない。 2 前項の部長職位者を、各事務組織の個人情報管理責任者(以下「管理責任者」という)とする。
13	京都女子大学	京都女子学園の保有する個人情報の保護に関する規程	第5条 この規程の目的を達成するため、個人情報保護管理者を置く。 2 管理者は、学校法人京都女子学園専任の職員の職種及び職名に関する規程に定めるすべての管理職員をもって充てる。
14	桃山学院大学	学生個人情報保護規則	第7条 大学の事務部に個人情報保護管理者を置き、各事務部長をもってこれに当てる。
15	奈良大学	個人情報取扱規程	第4条 法人本部、大学、高等学校・中学校及び幼稚園に個人情報保護管理者を置き、所管部課長又はこれに準ずる者をもって充てる。
16	天理大学	(1) 幼児・児童・生徒・学生に関する学校法人天理大学個人情報保護規程	第8条 4 実施施設は、前3項の規定による事務等を処理させるため当該実施施設の教職員のうちから個人情報保護管理責任者を定めなければならない。
		(2) 個人情報取扱規程	第5条 個人情報保護規程第8条第4項に定める個人情報保護管理責任者は、学長とする。 第6条 個人情報保護規程施行細則第5条に定める個人情報取扱責任者は、つぎのとおりとする。 (1)学部長 (2)大学院研究科長 (3)研究センター長 (4)学科主任、専攻主任および課程主任 (5)事務局長および事務部門の部長

個人データの扱いがアクセス制限で厳格に設定されている。

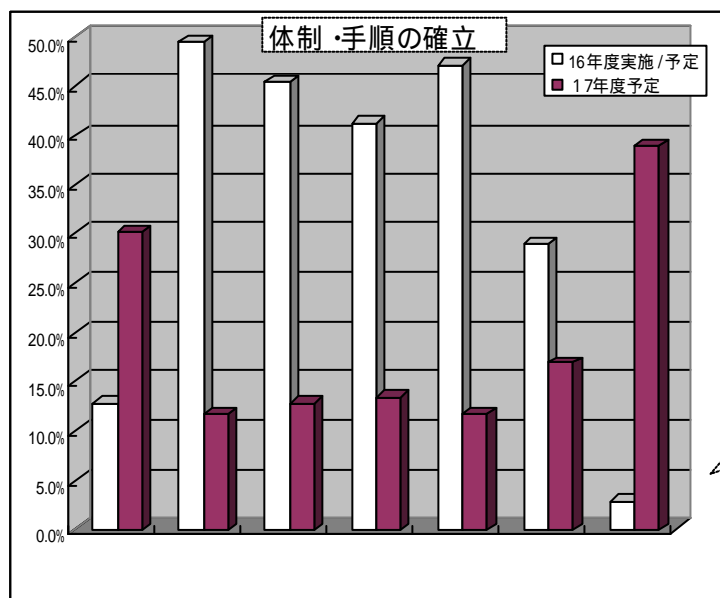
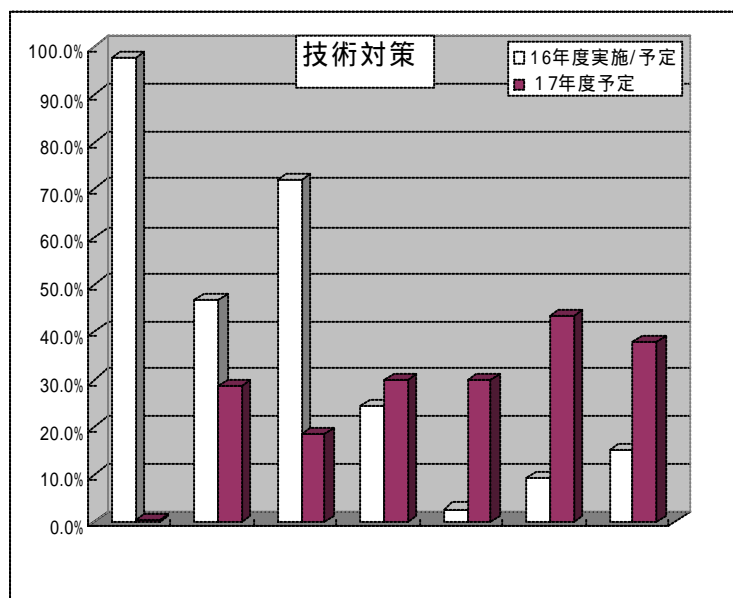
	大学名	規程の名称	該当する条文
1	札幌学院大学	学生個人データの安全管理措置に関する取扱要領	第4条システム管理部門は、学生個人データの安全管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)学外からの利用は、学生とのコミュニケーション機能に限定しなければならない。 (2)学生個人情報にかかわる機械処理は、利用目的の達成に必要な処理のみが行えるよう機能を限定しなければならない。 (3)システムが備える諸機能の実行権限は、教職員の業務上の必要性に応じて適正に限定しなければならない。 (4)教職員がデータベース上アクセスできる学生及びアクセスできる情報の種類は、当該教職員の業務上の必要性に応じて、適正に限定しなければならない。 (5)利用者がシステムにログインしたまま一定時間操作を行わない場合に強制的にログアウトさせるようにシステムを構築しなければならない。 (6)障害や不正が生じた際の調査のため、データベースの利用状況を記録しなければならない。

Q 6 . 情報セキュリティの技術対策として、16年度中に実施または予定している対策はどれですか。また、17年度以降に予定している対策についてもお答え下さい。

		回答件数		回答件数		回答件数		回答件数 (複数回答)	
		Q1で もしくは と回答		Q1で と回答		Q1で と回答		Q1で と回答	
		16年度実施/予定	17年度予定	実施	予定	実施	予定	実施	予定
技術対策	. 学内 LANの入口にファイアウォールなどを設置して外部からの不正侵入を防御する	169	97.7%	1	0.6%	58	89.2%	3	4.6%
	. 学内 LANの中に監視装置などを設置して学外からの侵入に加えて学内の不正使用も監視する	81	46.8%	49	28.3%	16	24.6%	21	32.3%
	. 個人情報にアクセスす際には IDとパスワードで認証し、アクセス履歴を採取している	125	72.3%	32	18.5%	32	49.2%	21	32.3%
	. 部署への入室、パソコンの起動、データへのアクセスなど段階的な認証を実施している	42	24.3%	52	30.1%	8	12.3%	22	33.8%
	. パソコン利用時の認証に指紋や虹彩などによる生体認証も取り入れている	5	2.9%	52	30.1%	0	0.0%	11	16.9%
	. 個人情報データの送受信の際には通信内容の暗号化を義務付けている	17	9.8%	75	43.4%	2	3.1%	27	41.5%
	. パソコンの持ち出し禁止、外部記憶媒体(USB メモリなど)の接続禁止などの対策を講じている	26	15.0%	65	37.6%	3	4.6%	21	32.3%
体制 手順の 確立	. 監査会社などに委託してセキュリティ状態の評価とアドバイスを得ている	22	12.7%	52	30.1%	5	7.7%	11	16.9%
	. 通信の遮断	86	49.7%	20	11.6%	22	33.8%	7	10.8%
	. サーバの一時的な停止	78	45.1%	22	12.7%	20	30.8%	9	13.8%
	. 疑わしいアカウントの無効化	71	41.0%	23	13.3%	22	33.8%	7	10.8%
	. 当事者の呼び出し	82	47.4%	20	11.6%	22	33.8%	7	10.8%
	. 対策会議の非常招集	51	29.5%	29	16.8%	9	13.8%	12	18.5%
	. 学内の電子メールやWebページの内容を監視し、情報漏えいに結びつく使用があった場合の具体的な手順が確立されている	6	3.5%	67	38.7%	0	0.0%	23	35.4%

母数は 173

母数は 65



Q1で「既に実施している」もしくは「平成16年度末までに準備を完了し、17年度より実施予定」と回答のあった大学

Q 7 . 学生から個人情報を取得する際、利用目的を本人に通知、あるいは公表していますか。なお、通知、公表している場合は、利用目的の概要について関連する情報を下記により提供下さい。

回答件数(複数回答)

大学のホームページに公表している	6	2.5%
入学手続要項に掲載している	26	10.9%
学生便覧等に掲載している	11	4.6%
学内に掲示している	2	0.8%
個人情報取得の際に通知している	64	26.9%
公表も通知もしていない	150	63.0%
無回答	5	2.1%

母数は 238

Q 8 . 受験生から入学試験結果(点数等)の開示を求められた場合にどのように対応していますか。

回答件数

開示	開示する。その手続き方法を入試要項等で受験生に周知している	70	32	29.1%	13.4%
	個別に申し出があった場合に開示することとしているが、特に周知はしていない		38		
非開示	一切開示に応じない	130	54.6%		
その他	その他	30	12.6%		
	無回答	8	3.4%		

計 238 100.0%

Q 9 . 第三者への情報提供について、以下の4つの場合について判断基準をお答え下さい。

学生の学業成績・単位修得状況を父母あるいは保証人へ通知	通知している						通知していない		無回答		合計				
	204	85.7%	学生の同意を			今後の対応	同意を得る必要なし	63	36.4%	28	11.8%	6	2.5%	238	100.0%
			得ている	31	15.2%		同意を得る	40	23.1%						
			得ていない	173	84.8%		対応に苦慮	51	29.5%						
			無回答	0	0.0%		無回答	19	11.0%						

高校の進路担当者から当該高校卒業生の修学・進路状況等について問い合わせがあった場合の回答	通知している						通知していない		無回答		合計				
	115	48.3%	学生の同意を			今後の対応	同意を得る必要なし	12	11.7%	113	47.5%	10	4.2%	238	100.0%
			得ている	9	7.8%		同意を得る	30	29.1%						
			得ていない	103	89.6%		対応に苦慮	57	55.3%						
			無回答	3	2.6%		無回答	4	3.9%						

学生の氏名、連絡先等を就職情報サービス会社へ提供	提供している						提供していない		無回答		合計				
	57	23.9%	学生の同意を			今後の対応	同意を得る必要なし	3	42.9%	173	72.7%	8	3.4%	238	100.0%
			得ている	50	87.7%		同意を得る	4	57.1%						
			得ていない	7	12.3%		対応に苦慮	0	0.0%						
			無回答	0	0.0%		無回答	0	0.0%						

卒業生の卒業時点での個人情報(氏名、生年月日、帰省先住所、就職内定先等)を同窓会組織へ提供	提供している						提供していない		無回答		合計				
	174	73.1%	学生の同意を			今後の対応	同意を得る必要なし	56	42.4%	54	22.7%	10	4.2%	238	100.0%
			得ている	40	23.0%		同意を得る	23	17.4%						
			得ていない	132	75.9%		対応に苦慮	39	29.5%						
			無回答	2	1.1%		無回答	14	10.6%						

